

MM17(E)

優先順位の主張

この申請は、次の枚数の連続用紙を含んでいる:

以下に示す国際出願又は事後指定における欧州連合の指定に関して、出願人又は名義人は、欧州連合の構成国において、又はそれに関して登録されている先行商標の優先順位を主張することを求める。

この優先順位的主張は、以下における欧州連合の指定に関係する(該当するボックスをチェックする):

国際出願

(i) 出願人氏名(名称):

(ii) 基礎となる出願又は登録の番号(国際出願様式の第5欄に記載したもの):
.....

事後指定

(i) 名義人氏名(名称):

(ii) 対応する国際登録番号:
.....

優先順位を主張する対象の先行商標の詳細

(1) 当該先行商標を登録した欧州連合の構成国又は当該先行商標の登録に関わる欧州連合の構成国-(1つのボックスにのみチェックする。出願人若しくは名義人が他の欧州連合の構成諸国において、又はそれらの諸国に関して登録されている先行商標の優先順位を主張したい場合、これらの構成国の各々について別々の MM17 様式を使用しなければならない。すなわち、優先順位を主張する相手の構成国の国数と同数の MM17 様式を作成しなければならない。)

- AT オーストリア
- BG ブルガリア
- BX ベネクス
- CY キプロス
- CZ チェコ
- DE ドイツ
- DK デンマーク

- EE エストニア
- ES スペイン
- FI フィンランド
- FR フランス
- GB 英国
- GR ギリシャ

- HR クロアチア
- IE アイルランド
- IE アイルランド
- IT イタリア
- LT リトアニア
- LV ラトビア
- MT マルタ

- PL ポーランド
- PT ポルトガル
- RO ルーマニア
- SE スウェーデン
- SI スロベニア
- SK スロバキア

(2) 登録の性質 (該当するボックスをチェックする)

- 構成国における国内登録、又は
- 構成国内で効力を有する国際登録

(3) 登録番号:

(4) 出願日: (日/月/年).....

(5) 先行商標の登録対象となった商品及び役務(適切な分類に区分けして商品及び役務を記載すること):
商品及び役務の表示を明確にするため、一貫性を持ってセミコロン (;) を使用してください: 例
**09 Scientific, optical and electronic apparatus and instruments; screens for photoengraving; computers.
35 Advertising; compilation of statistics; commercial information agencies.**

フォントは “Courier New” 又は “Times New Roman”、フォントサイズは 12 ポイント以上で記載してください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

記載欄が不足した場合、このボックスにチェックして連続用紙を使用する

